

押さえておきたい

民法(債権法)改正のポイント

講習会&個別相談会

〈開催日時〉

2021年11月25日(木)13:00~15:00
(個別相談は15:10~)

2020年4月1日から120年ぶりに民法が変わりました。120年ぶりの大改正が行われ、その改正点は約200箇所にもものぼり、2020年4月1日より施行されています。本セミナーでは、「敷金は原則返ってくるのか?」、「極度額の定めのない保証が無効になるとは何のことか?」、「民法が改正されたことによって他の法律にも影響はあるのか?」等改正された債権法に関連する部分を中心に、取引実務上注意すべき部分にポイントを絞って解説します。



〈講師〉
いけだ うみ
池田 有美 氏
UMCサポート
行政書士

2004年5月~2015年2月 大手ビジネス資格の専門学校である、大原学園(総務部、社会人課程教務部、専門課程教務部)にて、社会人受講生や専門学生の管理・指導・プラスバンド部の指導、新設学校3校の立ち上げなどに携わる。関東圏内に留まらず、様々な地域の日本企業や、何カ国もの国から相談を日々受けている。今までに関与した国は15カ国。現在は、主に外国人雇用テーマの勉強会の講師として各地で活躍中。

講座内容

- ・なぜ民法が見直されたのか
- ・主な法改正のまとめ
- ・消滅時効
- ・保証
- ・定型約款
- ・売買
- ・法定利率
- ・債権譲渡
- ・契約
- ・賃貸借 等

■お申込み方法

下記申込書に必要事項をご記入頂き、FAXにてお申し込みください。

◆お問い合わせ

銚子商工会議所 0479-25-3111

場 所 銚子商工会議所 5階大会議室
(銚子市三軒町 19-4)

受講料 無料 (会員・非会員問わず)

定 員 20名(先着順)

主催 銚子商工会議所

【ご参加される皆さまへ】

必ずマスクを着用されてご参加くださいます様、お願い致します。

また、発熱や風邪等の症状がある方、体調の悪い方のご参加はお控えください。

セミナー実施に当たりましては、会場の換気・ソーシャルディスタンスに配慮した配席・参加者席の事前消毒・消毒用アルコールの設置・運営側の手洗いとマスク着用の徹底等、新型コロナウイルス感染予防に努めて参ります。また、開催日までの状況変化により、中止または延期とさせて頂く事もありますので、ご承知おきください。

(2021.11.25) 『押さえておきたい民法(債権法)改正のポイント』 受講申込書

銚子商工会議所 行

FAX:0479-22-6229

申込日(2021/ /)

事業所名		TEL	
所在地		E-mail	
受講者氏名	(1社につき1名までとさせていただきます)		
個別相談 <input checked="" type="checkbox"/> 印をご記入ください(先着順で予定しております) <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない			
※個別相談は後日でも可能です。ご希望者は商工会議所職員にご相談ください。			

※ご記入いただいた情報は、当会からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。